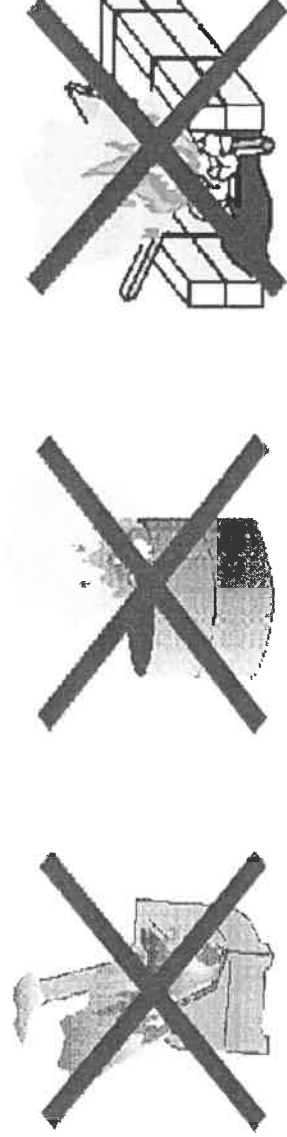


野外焼却 は法律で禁止されています！

野外焼却(野焼き)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた方法に従わず廃棄物を焼却することで、原則禁止とされています。

庭木の枝葉や雑草の焼却も例外ではありません。

罰則:5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又は併科



簡易焼却炉やドラム缶、ブロック積みなどでの焼却もできません

※ 二重扉や助燃バーナーを備え、800℃以上を保つことができるなど一定の基準をみたしたもののみの使用可能

野外焼却(野焼き)による

相談が寄せられています

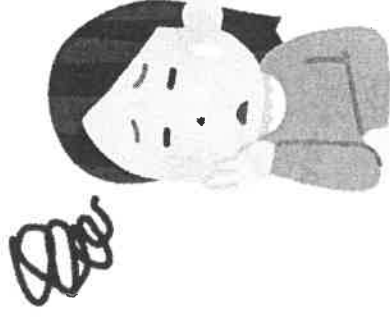
「近所で草木を燃やして煙たい」

「煙の臭いが家の中まで入ってくる」

「洗濯物に臭いがついて困る」

「近所の方なので直接やめてほしいと言えない」

など



野外焼却は、公益上もしくは、社会の慣習上やむを得ない場合又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微な場合に限り一部例外もあります。

農林漁業を営むためにやむを得ず焼却する等、例外として認められるものがありますが、この例外に当てはまるような場合であっても、近隣の住民に迷惑を掛ける等、周辺地域の生活環境へ悪影響を与えるような焼却を行うことは認められません。

むやみに、廃棄物を燃やすのではなく、市のごみ収集や、取扱い施設へ直接持ち込んでいただくなど十分なお心配りを願います。

山口市環境部環境衛生課

衛生調整担当(北部地域) TEL 083-934-2690 FAX 083-934-2751

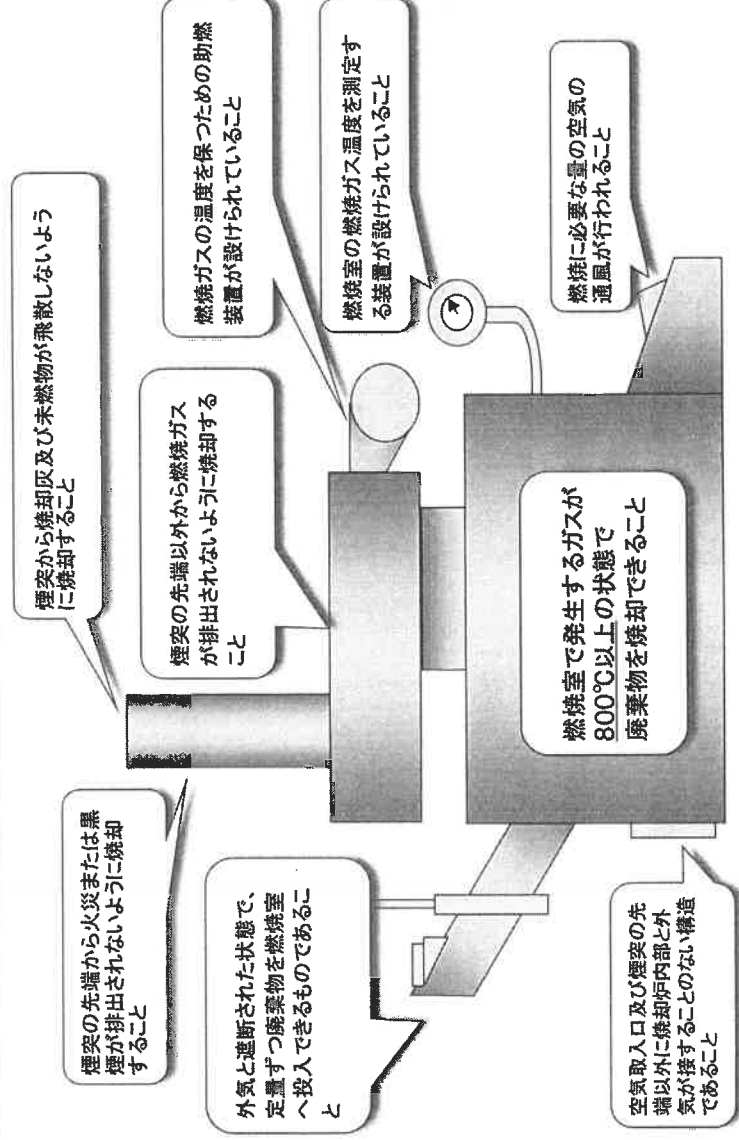
南部衛生担当(南部地域) TEL 083-973-8136 FAX 083-973-8194

《焼却禁止の例外行為の例》

- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・どんと焼き
 - ・地域の行事における門松や、しめ縄等を焼く行事等で行われる焼却
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ・農業者が行う、稲わら等の焼却
 - ・林業者が行う伐採した枝等の焼却
 - ・漁業者が行う魚網に付着した海産物や流木等の焼却など

(※ビニール類の焼却は禁止)
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
 - ・暖をとるためのたき火
 - ・キャンプファイヤー

■ 廃棄物焼却炉の構造基準



※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第1条の7に定める構造の基準及び環境大臣の定める焼却の方法
(平成23年4月1日環境省告示第29号)

《関係法令》

- ・廃棄物の焼却禁止について（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2）
- ・違反に対する罰則について（同法第25条第1項第15号）
- ・焼却禁止の例外について（同法施行令第14条、厚生省通知平成12年9月28日衛環第78号）